

資料Ⅲ

平成 16 年度 静岡県広域連合研究報告書の概要

本報告書の目的

- 静岡県内政改革研究会報告書(平成 15 年 11 月)の提言をもとに、静岡県における広域連合の基本的な制度設計について検討

第 1 章 広域連合の必要性

背景・市町村格差の拡大

- ・ 県と市町村の関係の変化
- ・ 市町村の自己決定権と住民に対する責任の拡大

目指す県内構造

- ・ 指定都市の区域 → 新型指定都市の形成
- ・ 指定都市以外の区域
→ 県が参画する広域連合の形成

広域連合の効果

- ・ 住民に身近な行政サービスを安定的に提供
- ・ 市町村間における行政サービスの格差を是正
- ・ 地方行政運営の効率化
- ・ 地域における一体的・総合的行政の推進と予算・決算・評価を通じた公共経営

第 2 章 広域連合の事務

1 市町村から広域連合への事務の移管

- 方 向**・専門性や効率性の観点から市町村では十分な対応ができない事務
・ 県の事務と相互に関連性・類似性がある一元的施策展開が期待できる事務 } を移管
- 課 題**・広域連合を構成する市町村が多いため、各市町村長の個別の発言権が低下するとの懸念
・ 病院等施設が所在する市町村とその他の市町村との間の運営に対する温度差
・ 小規模市町村の大規模市への依存
- 対 応**・既存一部事務組合の一律移管ではなく、適当な事務から段階的に移管
・ 構成団体の首長の意見が反映され、調整できる組織の構築

2 県から広域連合への事務の移管

- 方 向**・県の出先機関で実施している事務は、原則としてすべて広域連合に移管
- 課 題**・既に市町村に移譲している事務の移管は、当該市町村にとって権限の縮小
・ 新型指定都市の事務権限と広域連合の事務権限との整合性を図る必要
・ 法令・制度上の制約・趣旨から移管できないと考えられる事務等が存在
[移管できないと考えられる事務例] 砂防設備を要する土地の監視及び設備の管理
[移管について更に検討が必要な事務例] 保健所・児童相談所の事務、道路管理に係る事務
- 対 応**・市町村の既得権限が激変しないよう、理解を深めながら計画的・段階的に移管
・ 法令・制度上の制約について、広域連合への移管が可能となるよう、国に対して改正を働きかけ

第3章 広域連合の組織

- 長** ・強力なリーダーシップを期待し、原則として直接選挙により選任
・間接選挙の場合でも、公募により行政経営能力の高い者を選任
- 議会** ・直接選挙が望ましいが、事務量・予算規模に応じて選任方法を選択
・定数は最低限度とするが、県議会議員選挙区の定数を基本として小規模町村にも配慮
- 評議員会** ・すべての構成団体の意見表明の機会を確保するとともに意見の調整を行うために、各構成市町の長及び県の職員からなる評議員会を設置
・評議員会は、広域連合の長からの予算等重要案件の諮問に応じて答申するとともに、重要な計画の策定や施策の実施に当たり、広域連合の長及び議会に対して意見を具申
- C E** ・広域連合の長が構成市町村長との兼務の場合、実質的な首席行政執行者としてC Eを設置
・C Eは、行政経営能力の高い人材を公募し、議会の同意を得て広域連合の長が選任
- 第三者評価機関等** ・出納長（収入役）を置かなくてもいい体制を構築するため、住民代表等からなる第三者評価機関を設置するとともに、外部監査を積極的に導入
- 職員** ・プロパー職員、構成団体からの割愛職員、構成団体からの派遣職員により構成

第4章 広域連合の財源

- 広域連合交付金** ・広域連合の判断により優先施策の展開が可能となる自主財源として交付金制度を創設
・将来的には、広域連合間の地域格差を是正する財源調整機能について検討
- 市町村負担金** ・一部事務組合の事務移し替えに係るものについては、市町村が分賦金を交付
- 交付税** ・国の事務の移譲を受けた場合、国が広域連合に代わって税を徴収し、交付税として交付
- 国庫支出金** ・県、市町村が国庫補助の対象となる事業を広域連合に移管した場合に国が支出
- その他** ・広域連合債、事業収入、財産収入、使用料及び手数料のほか、基金設置も検討

第5章 広域連合の形成に向けて

1 地域特性に応じた広域連合のスタート

- 伊豆地域** ・観光や農林水産業の振興に取り組むとともに、景観形成やユニバーサルデザインの実践など「共通の政策」を計画実行するための機構としてスタート
- 東部地域** ・将来合併して100万都市圏を形成し、第三の新型指定都市を目指す＜広域連合を活用した「都市の連合」→合併→第三の新型指定都市＞という道程のスタート
- 志太榛原・中東遠地域** ・静岡空港、第二東名など交通基盤を最大限活用する場として、また大井川の水を貴重な地域の資源として生かし、上下流の流域連携を進める場としてスタート

2 広域連合の円滑な導入に向けた手法

- 段階的な事務の移管** ・県事務は大都市への移管事務から段階的に移管、市町村事務も順次移管
- 技術センターの設置** ・土木・農林事務等のうち工事等の事実行為のみを構成団体から受託するセンターを当面内部組織として設置することにより、県・市町村事務の広域連合への円滑な移管を進めるとともに、技術職員の集約による事務の効率化を実現し、あわせて技術職員を欠く町村の支援を実施
- 安定的な自主財源の確保に係る制度的保障** ・自主課税及び地方税の交付税化等を検討
- 構成市町村・住民の合意形成** ・広域連合形成の意義や事務を説明し、幅広く理解を得る必要